

種類名証明書として利用できる書類について

平成 25 年 6 月現在

環境省自然環境局野生生物課

種類名証明書の発行が必要な生物については、税関への輸入申告時に、種類名証明書の原本（又は公的機関により原本と相違ない旨の確認を受けた写し）を提出する必要があります。

この種類名証明書として、利用できる書類は、外来生物法施行規則第 3 1 条各号に規定していますが、より具体的にご紹介すると次のようになります。

（1）施行規則第 3 1 条第 1 号関係

植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

※現在のところ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるものに該当する書類はない。

以下に掲げるものであって、種類名として学名が明記されているもの

種類名証明書添付生物	他法令の証明書等で利用可能なもの
オポッサム科 (Didelphidae) クスクス科 (Phalangeridae)	<ul style="list-style-type: none">・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した事前確認書（一部の種に限る）・ 感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（検疫所で原本照合）
アテレリクス属 (アフリカハリネズミ属) (<i>Atelerix</i>) エリナケウス属 (ハリネズミ属) (<i>Erinaceus</i>) ヘミエキヌス属 (オオミミハリネズミ属) (<i>Hemiechinus</i>) メセキヌス属 (<i>Mesechinus</i>)	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（検疫所で原本照合）
マカカ属 (<i>Macaca</i>)	<ul style="list-style-type: none">・ ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理

	<p>令第4条に基づき発行した輸入承認証（一部の種に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（動物検疫所で原本照合） ・感染症法第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令第2条第2項に規定する輸入許可証明書（動物検疫所発行） ・家畜伝染病予防法第44条第2項に基づく輸入検疫証明書（動物検疫所発行）
<p>パカ科 (Agoutidae) フチア科 (Capromyidae) パカラナ科 (Dinomyidae) ヌートリア科 (Myocastoridae) マスカラット属 (<i>Ondatra</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（検疫所で原本照合）
<p>リス科 (Sciuridae)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第4条に基づき発行した輸入承認証又は事前確認書（一部の種・個体群に限る） ・感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（検疫所で原本照合）
<p>プロキュオン属（アライグマ属） (<i>Procyon</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（動物検疫所で原本照合） ・家畜伝染病予防法第44条第2項に基づく輸入検疫証明書（動物検疫所発行）
<p>ムステラ属（イタチ属） (<i>Mustela</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第4条に基づき発行した輸入承認証又は事前確認書（一部の種・個体群に限る） ・感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（検疫所で原本照合）
<p>マングース科 (Herpestidae)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第4条に基づき発行した事前確認書（一部の種・個体群に限る） ・感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書（検疫所で原本照合）
<p>アクシス属（アキスジカ属） (<i>Axis</i>) ケルヴス属（シカ属） (<i>Cervus</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第4条に基づき発行した輸入承認証又は事前確認書（一

<p>ダマ属 (ダマシカ属) (<i>Dama</i>) エラフルス・ダヴィディアヌス (シフゾウ) (<i>Elaphurus davidianus</i>) ムンティアクス属 (ホエジカ属) (<i>Muntiacus</i>)</p>	<p>部の種・個体群に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法に基づき輸出国政府機関の発行した検査証明書 (動物検疫所で原本照合) ・家畜伝染病予防法第 44 条第 2 項に基づく輸入検疫証明書 (動物検疫所発行)
<p>チメドリ科 (Timaliidae)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した輸入承認証又は事前確認書 (一部の種・個体群に限る) ・感染症法に基づき輸出国政府機関が発行した証明書 (検疫所で原本照合)
<p>カミツキガメ科 (Chelydridae)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した事前確認書 (一部の種・個体群に限る)
<p>無尾目 (Anura)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した輸入承認証又は事前確認書 (一部の種・個体群に限る)
<p>サソリ目 (Scorpiones)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した事前確認書 (一部の種に限る)
<p>クワガタムシ科 (Lucanidae)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した事前確認書 (一部の種に限る)
<p>コガネムシ科 (Scarabaeidae)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が輸入貿易管理令第 4 条に基づき発行した事前確認書 (一部の種に限る)
<p>アルテルナンテラ属 (ツルノゲイトウ属) (<i>Alternanthera</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
<p>ヒュドロコティレ属 (チドメグサ属) (<i>Hydrocotyle</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
<p>ピスティア・ストラティオテス (ポタンウキクサ) (<i>Pistia stratiotes</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
<p>アゾルラ属 (アカウキクサ属)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書

(<i>Azolla</i>)	(植物防疫所で原本照合)
コレオプシス属(ハルシャギク属) (<i>Coreopsis</i>) ギムノコロニス属(ミズヒマワリ属) (<i>Gymnocoronis</i>) ルドベキア属(オオハンゴンソウ属) (<i>Rudbeckia</i>) セネキオ属(キオン属) (<i>Senecio</i>)	・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
スキュオス属(アレチウリ属) (<i>Sicyos</i>)	・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
ミュリオフルム属(フサモ属) (<i>Myriophyllum</i>)	・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
スパルティナ属 (<i>Spartina</i>)	・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)
ヴェロニカ属(クワガタソウ属) (<i>Veronica</i>)	・植物防疫法に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書 (植物防疫所で原本照合)

(2) 施行規則第31条第2号関係

外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書(日本語又は英語に限る。)であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

①外国の政府機関により発行された証明書(日本語又は英語に限る。)

外国の政府機関が発行した証明書には様々なものがあります。このうち、生物の種類名を証明するものとして適切なもの以外は、税関に提出しても、有効な種類名証明書とは見なされません。

(種類名証明書として適切と解される証明書の例)

- ・ 外国政府機関に属する検疫機関等が発行した衛生証明書などで生物の学名と数量を明記しているもの
- ・ 別添表1に記載のある外国政府機関が発行した証明書で生物の学名と数量を明記しているもの(例外的に不適切と判断されるケースもありえます。)

(種類名証明書として不適切と解される例)

- ・ 関税暫定措置法施行令第51条に規定する特惠関税制度のために輸出国政府機関が発行した原産地証明書。(特惠関税制度の原産地証明書は、証明書の右上の欄にFORM Aと記載されています。この証明書は、特惠関税の適用の可否を証明するもので、種類名を証明する趣旨のものではありません。)

(個別に判断していくべきもの)

- ・ 別添表 1 に記載のない外国政府機関が発行した証明書で生物の学名と数量を明記しているもの
 - ・ 特恵関税制度の原産地証明書とは別の目的のため、外国政府機関が発行している原産地証明書で生物の学名と数量を明記しているもの
- ※ 個別に判断していくべきものについては、種類名証明書として有効か否かを個別に判断していくこととなりますが、外交ルートを通じて輸出国政府に証明書を発行した機関の適格性等について照会をかける必要がある場合もあり、種類名証明書としての適格性を判断するのに時間を要します。このため、我が国に生物を持ち込む前に、十分な時間的余裕をもって、証明書のサンプルを環境省に提供いただき、当省による適否判断を事前に受けるようにしてください。
- ※ なお、判定の結果、当該機関による証明書を今後も引き続き、種類名証明書として見なして良いと判断した場合は、その旨を公表（別添表 1 に掲載）していくこととします。

②主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）

外国の地方公共団体が発行した証明書については、あらかじめ、主務大臣が指定（告示）した公共団体により発行されたものであり、生物の学名と数量が明記されていなければ、有効とは解されません。現在、指定されている地方公共団体は次のとおりです。

カナダ 州政府及び準州政府
 南アフリカ 州政府（野生動物保護局）
 韓国 市・郡・区庁
 マレーシア サバ州政府及びサラワク州政府

- ※ これらの地方公共団体の機関が発行したものでも例外的に不適切と判断されるケースはありえます。
- ※ これら以外の地方公共団体が発行したものは種類名証明書として有効とはみなされません。

（3）施行規則第 31 条第 3 号関係

政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

外国の政府機関及び地方公共団体以外の公的な機関が発行した証明書については、あらかじめ、主務大臣が指定（告示）した機関により発行されたものであり、かつ、生物の学名と数量が明記されていなければ、有効とは解されません。現在、指定されている機関は次のとおりです。

コスタリカ共和国 国立博物館（National Museum）
 コスタリカ大学（University of Costa Rica）

シンガポール	生物多様性センター (Institute of Biodiversity) アンダーウォーターワールド・シンガポール (Underwater World, Singapore) ジュロン・バードパーク (Jurong Bird Park) シンガポール動物園 (Singapore Zoological Gardens) シンガポール・ラッフルズ生物多様性研究博物館 (Raffles Museum of Biodiversity Research, Singapore)
ボリビア共和国	国立自然誌博物館 (National Museum of Natural History) 生態学研究所 (Institute of Ecology) ナショナル・ハーバリスト (National Herbalist) ノエル・ケンプ国立自然誌博物館 (National Museum of Natural History Noel Kempff)
マレーシア	サラワク森林公社 (Sarawak Forestry Corporation)
ミャンマー連邦	イエジン農業大学 (Yezin Agricultural University)

※ これらの機関以外にも証明書を発行できる博物館等の公的機関があるとの指摘を受けることがあります。具体的な機関名が明らかであり、実際に発行された証明書の例があれば、環境省までご相談ください。環境省において当該国の政府機関に照会を行うなどして当該機関に適格性があると判断された場合には、告示に追加指定することもあります。

(4) 施行規則第31条第4号

主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

平成17年5月25日に基準を定め公表しました。

現在、証明書発行機関として登録されている機関は次のとおりです。なお、今後も登録を希望する機関からの申請が有れば、審査の上、順次登録していくこととなります。

登録年月日	登録番号	登録されている機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地	電話番号	登録されている分類郡の範囲
平成17年 6月9日	1番	一般財団法人自然環境研究センター — 理事長 大塚柳太郎 東京都墨田区江東橋3-3-7	03-6659-6019	全分類群

別添表 1 種類名証明書を発行できる機関として各国政府より回答のあった機関又は判断した機関の名称

※ 証明書を発行できる分類群の範囲は各機関毎に様々であり、全ての生物について発行できるものではない。

国名	発行機関の名称
ノルウェー王国	The Norwegian Food Safety Authority
ルクセンブルク大公国	動物:A.S.V. (Administration des Services Veterinaires)
	植物:A.S.T.A. (Administration des Services Techniques de l'Agriculture)
パプアニューギニア独立国	CITES:Department of Environment & Conservation
	非 CITES:Wildlife Permit & Enforcement Branch
	National Agriculture Quarantine & Inspection Authority
ベネズエラ・ボリバル共和国	MINISTERIO DEL AMBIENTE Y DE LOS RECURSOS NATURALES (MARN) / ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES MINISTRY
	MINISTERIO DE AGRICULTURA Y TIERRAS / AGRICULTURE AND LANDS MINISTRY
ガイアナ協同共和国	GUYANA WILDLIFE MANAGEMENT AUTHORITY, WILDLIFE DIVISION
アラブ首長国連邦	Ministry of Agriculture & Fisheries
パナマ共和国	DIRECCION EJECTIVA DE CUARENTA GROPPECUARIA-MINISTERIO DE DESARROLLO AEROPECUARIO
	AUTORIDAD NACIONAL DEL AMBIENTE
	DIRECCION DE DESARROLLO AGROPPECUARIO-MINISTERIO DE DESARROLLO AEROPECUARIO
グアテマラ共和国	国家保護区委員会(National Council of Protected Areas: CONAP)
コスタリカ共和国	THE MINISTRY OF AGRICULTURE AND LIVESTOCK (PLANT HEALTH SERVICE)
	Ministry of Environment and Energy
マレーシア	Department of Wildlife & National Parks (DWNP)
	Fish Health Management and Quarantine Division, Department of Fisheries
	Crop Protection and Plant Quarantine Services Division, Department of Agriculture
	Malaysian Timber Industry Board (MTIB)

タイ王国	National Park, Wildlife and Plant Conservation Department
	Department of Fisheries
	Export Plant Quarantine Service Group, Office of Agricultural Regulation, Department of Agriculture
	Plant Varieties Protection Division, Department of Agriculture
スウェーデン王国	CITES and Animal Health Division (農業庁)
ヨルダン・ハシエミット王国	Ministry of Agriculture
モロッコ王国	Direction de la Protection des Vegetaux, des Controles Techniques et de la Repression des Fraudes
	Division de la Sante Animale de l'Elevage, Ministere de l'Agriculture, du Developpement Rural et Peches Maritimes
ソロモン諸島	森林・環境省環境保護局
ミャンマー連邦	Research & Disease Control Division, Livestock Breeding & Veterinary Department, Myanmar
	Plant Protection Division, Myanma Agriculture Service
ボリビア共和国	SENASAG (Servicio Nacional de Sanidad Agropecaria e Inocuidad Alimentaria Jefatura Nacional de Sanidad Vegetal; 農牧省動物検疫・食品安全検査機構)
	Ministry Development Sustainable "Wildlife" (持続開発省多様性問題局野生生物担当班)
クロアチア共和国	Ministry of Agriculture Forestry and Water Management – Veterinary Directorate
タンザニア連合共和国	天然資源観光省野生生物局 (Wildlife Division)
インド	環境森林省 Wildlife Preservation
シリア・アラブ共和国	Ministry of Local Administration and Environment–General Commission for Environment Affairs–Department of Biodiversity and Protected Areas
エルサルバドル共和国	Direction general de sanidad vegetal y animal–division de certificacion fitozoosanitaria
スリランカ民主社会主義共和国	Department of Wildlife Conservation
	Department of Forest
	Department of Agriculture
	Department of Fisheries & Aquatic Resources
	Import & Export Controller
ペルー共和国	SERVICIO NACIONAL DE SANIDAD AGRARIA (農業検疫庁)

	生産省漁業庁つき、水産加工センター(ITP)
	国立天然資源研究所と農業検疫庁の共同
ブルネイ・ダルサラーム国	Animal and Plant Quarantine, Department of Agriculture
イスラエル国	イスラエル自然・公園庁(Israel National and Parks Authority (INPA))
カナダ	Canadian Food Inspection Agency
アルゼンチン共和国	動植物衛生事業団
ホンジュラス共和国	農牧省農牧衛生サービス局 (SENASA: Servicio Nacional de Sanidad Agropecuaria)
イギリス(英国(グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国))	Department for Environment, Food and Rural Affairs
フィリピン共和国	Bureau of animal Industry
オマーン国	Ministry of Agriculture and Fisheries
ドミニカ共和国	環境天然資源省保護地域・生物多様性局 生物多様性・野生生物課
モザンビーク共和国	Departamento de Sanidade Vegetal(DSV)-NPPO
モンゴル国	State Specialized Supervision / Inspectorate Agency
コロンビア共和国	Ministry of Environment, Housing and Territorial Department
シンガポール共和国	Agri-Food and Veterinary Authority
	National Parks Singapore
ガーナ共和国	Wildlife Division of Forestry Commission
	Ministry of Food and Agriculture
ギリシャ共和国	Ministry of Rural Development and Food General Directorte for The Development and Protection if Forests and Natural Environment
ニカラグア共和国	MINISTERIO DEL AMBIENTE Y LOS RECURSOS NATURALES (MARENA)(環境・天然資源省)
スリナム共和国	Suriname Forest Service
カザフスタン共和国	Depertment of Veterinary of the Ministry of Agriculture Republic of Kazakhstan
メキシコ合衆国	Direction General de Vida Silvestre, Secretaria de Medio Ambiente y Recursos Naturales
ドイツ連邦共和国	Federal agency for nature conservation
スペイン	工業観光商務省貿易検査・証明・技術支援担当部局

トリニダード・ドバゴ共和国	Wildlife Section, Forestry Division, Ministry of Public Utilities and the Environment
グルジア	Ministry of Environment and Natural Resources of Georgia
	Ministry of Agriculture of Georgia
ウルグアイ東方共和国	Ministry of Livestock, Agriculture and Fisheries / Veterinary Service Direction
セントルシア	Forestry Department, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
アメリカ合衆国	U.S. Fish and Wildlife Service
コンゴ民主共和国	Ministère de la Santé Publique
中華人民共和国	The Endangered Species Import and Export Management Office
	Entry-Exit Inspection and Quarantine Bureau
エジプト・アラブ共和国	Ministry of Agriculture and Land Reclamation
大韓民国	National Fisheries Products Quality Inspection Service 地方環境庁